

5 年 5 月 29 日

福 井 県 議 会 議 長 様

松崎 雄城

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書 (会派・議員)

福 井 県 政 務 活 動 費 の 交 付 に 関 す る 条 例 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に
よ り、下 記 の と お り 令 和 05 年 度 の 政 務 活 動 費 の 収 支 を 報 告 し ま す。

記

1 収 入

項 目	収 入 額 (円)	備 考
政 務 活 動 費	300,000	
利 息 収 入		
自 己 負 担 金		
合 計	300,000	

2 支 出

項 目	支 出 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費	28,096	
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要 請 陳 情・県 民 相 談 等 活 動 費		
会 議 費	24,362	
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	3,100	
事 務 所 費	17,091	
事 務 費	23,263	
人 件 費	21,360	
合 計	117,272	

3 残 金 182,728 円

令和 5 年度 4 月 分

支 払 証 明 書

会派名または議員名 松崎 雄城

支 払 証 明 書

整理番号	支払年月日	使途項目	支出科目	使 途 内 容	費用内容	政務活動費充当額 (支払額)	摘 要
1-1	令和5年4月4日	調査研究費	旅費	青池学園理事長訪問	交通費	1,776 円 / ()	距離: 48km 按分率: 摘要: 自宅～青池学園往復
2-1	令和5年4月5日	調査研究費	旅費	青池学園入学式	交通費	1,998 円 / ()	距離: 54km 按分率: 摘要: 自宅～なびあす往復
3-1	令和5年4月12日	調査研究費	旅費	地域戦略部県民活躍課レク	交通費	7,363 円 / ()	距離: 199km 按分率: 摘要: 自宅～議事堂往復
4-1	令和5年4月12日	調査研究費	旅費	鳥羽地区区長会挨拶	交通費	999 円 / ()	距離: 27km 按分率: 摘要: 自宅～鳥羽公民館往復
5-1	令和5年4月15日	調査研究費	旅費	佐久間艇長遺徳顕彰式典	交通費	1,554 円 / ()	距離: 42km 按分率: 摘要: 自宅～リブラ館往復
6-1	令和5年4月16日	調査研究費	旅費	若狭マラソン開会式	交通費	333 円 / ()	距離: 9km 按分率: 摘要: 自宅～美郷小学校往復
7-1	令和5年4月17日	会議費	旅費	会派総会	交通費	7,289 円 / ()	距離: 197km 按分率: 摘要: 自宅～県会議事堂往復
8-1	令和5年4月20日	調査研究費	旅費	野木川改修期成同盟会総会	交通費	666 円 / ()	距離: 18km 按分率: 摘要: 自宅～公民館往復
9-1	令和5年4月24日	会議費	旅費	会派執行部会・総会	交通費	7,363 円 / ()	距離: 199km 按分率: 摘要: 自宅～議事堂往復

様式第14号(第7条関係)

支 払 証 明 書

整理番号	支払年月日	使途項目	支出科目	使 途 内 容	費用内容	政務活動費充当額 (支払額)	摘 要
10-1	令和5年4月27日	調査研究費	旅費	小浜市老人クラブ連合会総会	交通費	37 円 / ()	距 離: 1km 按分率: 摘 要: 自宅～働く婦人の家往復
11-1	令和5年4月28日	調査研究費	旅費	福井県原子力平和利用協議 会定時総会	交通費	2,960 円 / ()	距 離: 80km 按分率: 摘 要: 自宅～観光ホテル往復

- (注1) 旅費の場合、「摘要」欄に「目的地」および「移動距離(km)」を記載すること。
(注2) 按分により支出を行った場合、「摘要」欄に「按分率」を記載すること。
(注3) 政務活動費充当額と異なる場合、「支払額」を記載する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者 松崎 雄城

令和 5 年度 4 月 分
領 収 書 等 添 付 票

会派名または議員名 松崎 雄城

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	16-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 1日 (令和5年 3月 31日)
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	使用料
使 途 内 容	事務所賃貸料		
費 用 内 容	事務所賃借料	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 額 充 当 額 (支 払 額)	16,500 円	按 分 率 : 1/2	
	(33,000 円)	充 当 根 拠 : 他 の 活 動 と の 按 分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
出 03/31/ 33,000円			

2023 年度 事務所等状況報告書

議員名 松崎 雄城

1 所在地等	住所 福井県小浜市小浜白鬚47-5 2F 電話番号 0770-52-0355 延べ床面積(共用部分を除く) 40.16 m ²
--------	--

2 所有区分	賃貸借契約先(XXXXXXXXXX)
--------	--

☒ 単独事務所 ☐ 自宅兼事務所	☐ 自己所有物件 ☒ 賃借物件
--	---

所有者	☒ 第三者 ☐ 後援会 ☐ 関連会社 ☐ 親族
-----	---

☐ 議員本人が代表である ☐ 議員本人が代表でない	☐ 議員本人が代表である ☐ 議員本人が代表でない
--	--

☐ 生計は一である ☐ 生計は別である	
--	--

☐ 単独事務所の按分率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"> 方法① ☐ 政務活動の使用面積割合 (政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合) [事務所使用面積(共用部分を除く) m²の内、政務活動の使用面積 m²] </td> <td style="width: 40%; text-align: center;"> 按分率 / % 小数点以下切捨て </td> </tr> <tr> <td> 方法② ☐ 使用面積で按分できない ☐ 毎月の使用時間で按分 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 方法③ ☒ 使用時間でも按分できない </td> <td> 按分率 ☒ 1/2 ☐ 1/3 ☐ 1/4 </td> </tr> </table>	方法① ☐ 政務活動の使用面積割合 (政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合) [事務所使用面積(共用部分を除く) m ² の内、政務活動の使用面積 m ²]	按分率 / % 小数点以下切捨て	方法② ☐ 使用面積で按分できない ☐ 毎月の使用時間で按分		方法③ ☒ 使用時間でも按分できない	按分率 ☒ 1/2 ☐ 1/3 ☐ 1/4
方法① ☐ 政務活動の使用面積割合 (政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合) [事務所使用面積(共用部分を除く) m ² の内、政務活動の使用面積 m ²]	按分率 / % 小数点以下切捨て						
方法② ☐ 使用面積で按分できない ☐ 毎月の使用時間で按分							
方法③ ☒ 使用時間でも按分できない	按分率 ☒ 1/2 ☐ 1/3 ☐ 1/4						

☐ 自宅兼事務所の按分率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"> 方法① ☐ 議員活動の使用面積における 政務活動使用面積割合 (政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合) [議員活動の使用面積 m²の内、政務活動の使用面積 m²] </td> <td style="width: 40%; text-align: center;"> 按分率 / % 小数点以下切捨て </td> </tr> <tr> <td> 方法② ☐ 使用面積で按分できない ☐ 毎月の使用時間で按分 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 方法③ ☐ 使用時間でも按分できない </td> <td> ☐ 1/2 ☐ 1/3 ☐ 1/4 </td> </tr> </table>	方法① ☐ 議員活動の使用面積における 政務活動使用面積割合 (政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合) [議員活動の使用面積 m ² の内、政務活動の使用面積 m ²]	按分率 / % 小数点以下切捨て	方法② ☐ 使用面積で按分できない ☐ 毎月の使用時間で按分		方法③ ☐ 使用時間でも按分できない	☐ 1/2 ☐ 1/3 ☐ 1/4
方法① ☐ 議員活動の使用面積における 政務活動使用面積割合 (政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合) [議員活動の使用面積 m ² の内、政務活動の使用面積 m ²]	按分率 / % 小数点以下切捨て						
方法② ☐ 使用面積で按分できない ☐ 毎月の使用時間で按分							
方法③ ☐ 使用時間でも按分できない	☐ 1/2 ☐ 1/3 ☐ 1/4						

事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主 XXXXXXXXXX 様（以下「甲」という。）と借主 松崎 雄城 様（以下「乙」という。）は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書（１） 目的物件の表示

建 物	名 称	松本ハギレ店 2階 号室		
		区画番号()		
	所在地	(住居表示) 福井県小浜市小浜白鬚 47-5.		
		(登 記 簿) XXXXXXXXXX		
	構 造	木造 / 亜鉛メッキ銅板ぶき / 2階建 / 全 (2) 戸		
	種 類	店舗兼事務所	新築年月	平成4年10月
	面 積	40.16㎡		
附 属 施 設		なし		

頭書（２） 事業内容(具体的に記載すること)

政務活動用及び政治活動用事務所

頭書（３） 契約期間

令和4年11月14日から 令和7年11月13日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和4年11月14日

頭書（４） 賃料等

賃料	月額 33,000円 (別途消費税相当額 3,000円)	管理費	円 (別途消費税相当額 円)
共益費	円 (別途消費税相当額 円)	敷金	円 (賃料ヶ月)
礼金	円 (賃料ヶ月)	敷引	円 (賃料ヶ月、率%)
保証金	円 (賃料ヶ月)	償却	円 (賃料ヶ月、率%) その他 償却条件
家財保険料	期間 年間 円	更新料	賃料 ヶ月 円
附属施設料	円 (別途消費税相当額 円)	フリーレント	フリーレント ヶ月 詳細
雑費	円 (別途消費税相当額 円)	その他一時金 ()	円
その他一時金 ()	円	その他一時金 ()	円
その他一時金 ()	円	その他一時金 ()	円

ランニング コスト ()	——円 (別途消費税相当額 ——円)	ランニング コスト ()	——円 (別途消費税相当額 ——円)
ランニング コスト ()	——円 (別途消費税相当額 ——円)	ランニング コスト ()	——円 (別途消費税相当額 ——円)
ランニング コスト ()	——円 (別途消費税相当額 ——円)	賃貸保証料	保証料等 ——
権利金	——円	造作譲渡	——円
設備保証	——円	温泉	費用等 ——

その他の条件		上段の賃料には建物西側の駐車場の賃料を含む。		
貸与する鍵	鍵No			
	本数	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで		
賃料等の 支払方法	☒ 振込	振込手数料負担者：借主		
	☐ 持参			
	☐ 口座引落	委託会社名	口座引落手数料負担者：	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 松崎 雄城
	(自宅)TEL 0770-52-0558
	(勤務先)TEL 0776-20-0605 (会社名・部署名) 福井県議会
	(携帯)TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]
管理業者	商号又は名称	
所在地	TEL	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣 () 第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号 () 第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☐ 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	☐ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣 () 第 号

頭書(8) 更新に関する事項

本契約期間満了時において、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申し入れがない場合には、従前と同一内容により自動的に更新されるものとする。

頭書(9) 特約事項

--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が署(記)名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年11月13日

甲・貸主	氏名		
	住所		

乙・借主	氏名	松崎 雄城	TEL	0770-52-0558
	住所	福井県小浜市小浜生玉4 2 番地の2		

丙・連帯保証人	氏名		国	TEL
	住所			
	極度額			

宅地建物取引業者	主たる事務所所在地 商号又は名称 代表者の氏名		主たる事務所所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
	免許証番号	() 第 号	免許証番号	() 第 号
説明をする宅地建物取引士	氏 名		氏 名	
	登 録 番 号	第 号	登 録 番 号	第 号
	業務に従事する 事 務 所 名		業務に従事する 事 務 所 名	
	事務所所在地 TEL	TEL	事務所所在地 TEL	TEL

※は原則として実印
※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

~~3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。~~

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。

4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

4 ~~前三項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の〃〃〃〃月分に相当する承諾料を支払うものとする。~~

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 ~~乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はそれを担保の用に供してはならない。~~

7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三 騒音等の迷惑行為を行うこと

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること

- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 ~~階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示~~

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
 - 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき

- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して1ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 ~~連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更~~
- 四 ~~連帯保証人の死亡又は解散~~
- 五 ~~連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき~~

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき
 - ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承

~~諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする~~

~~五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする~~

~~六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない~~

~~七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する~~

~~ア 乙の財産及び収支の状況~~

~~イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況~~

~~ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容~~

~~3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。~~

~~一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない~~

~~二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない~~

~~三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす~~

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の場合を含む。)、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

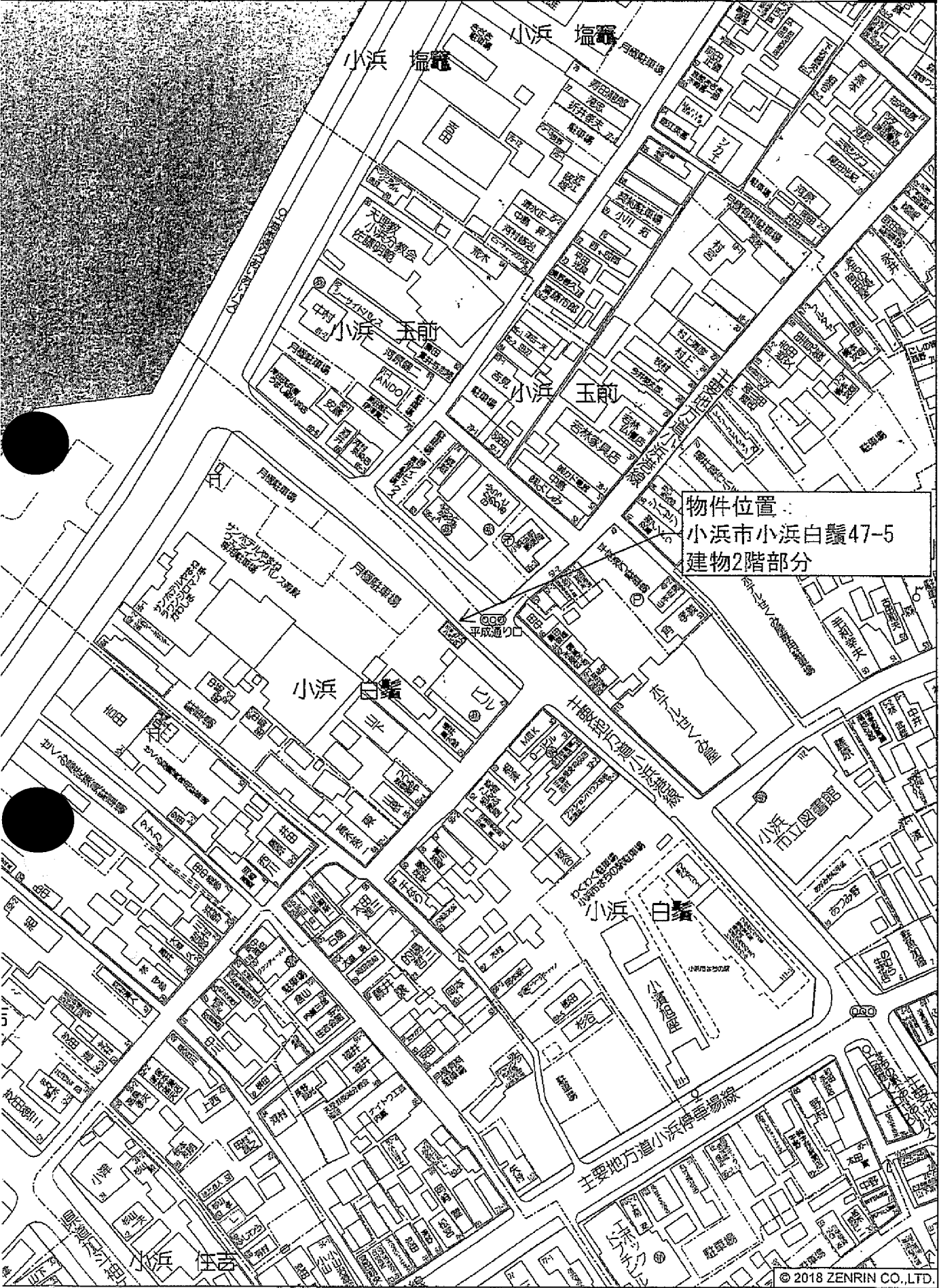
第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。



小浜市小浜 白鬚付近

各階平面図

100883

建物図面

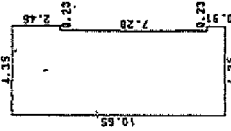
47番 5/4

家屋番号

建物の所在 小浜市小浜白旗 47番地5、47番地12

昭和7年10月21日登記

1 階



求 積

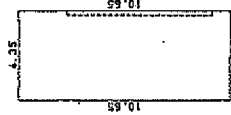
$4.35 \times 2.46 = 10.7010$
 $4.12 \times 7.28 = 29.9936$
 $4.35 \times 0.91 = 3.9585$

計 44.6531

1 階 床面積 44.65 平方メートル

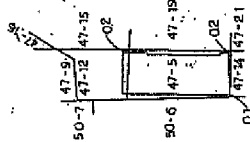
本契約目的物件・部分

2 階



求 積

$4.35 \times 10.65 = 46.3275$
 2 階 床面積 46.32 平方メートル



単位：㎡

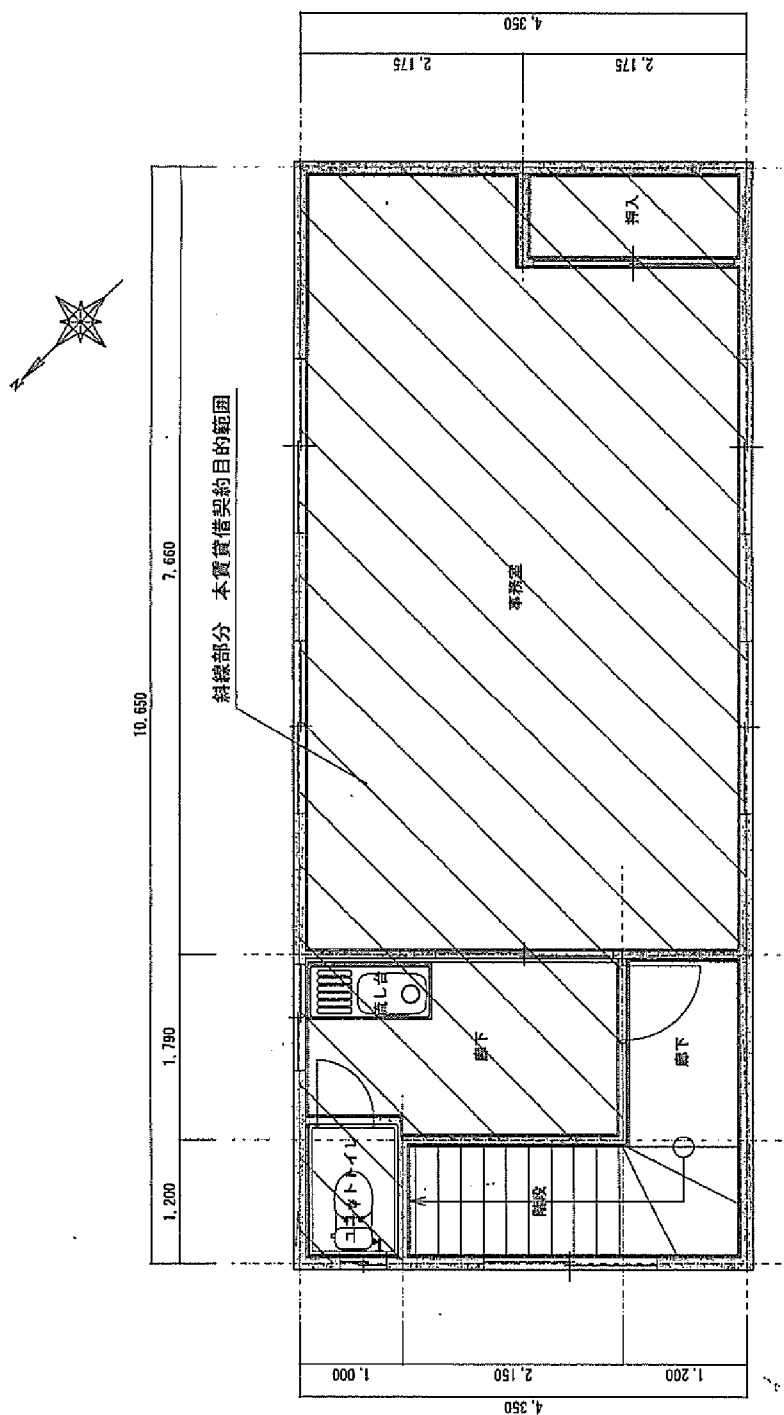
縮尺 1/250

申請人

単位：㎜

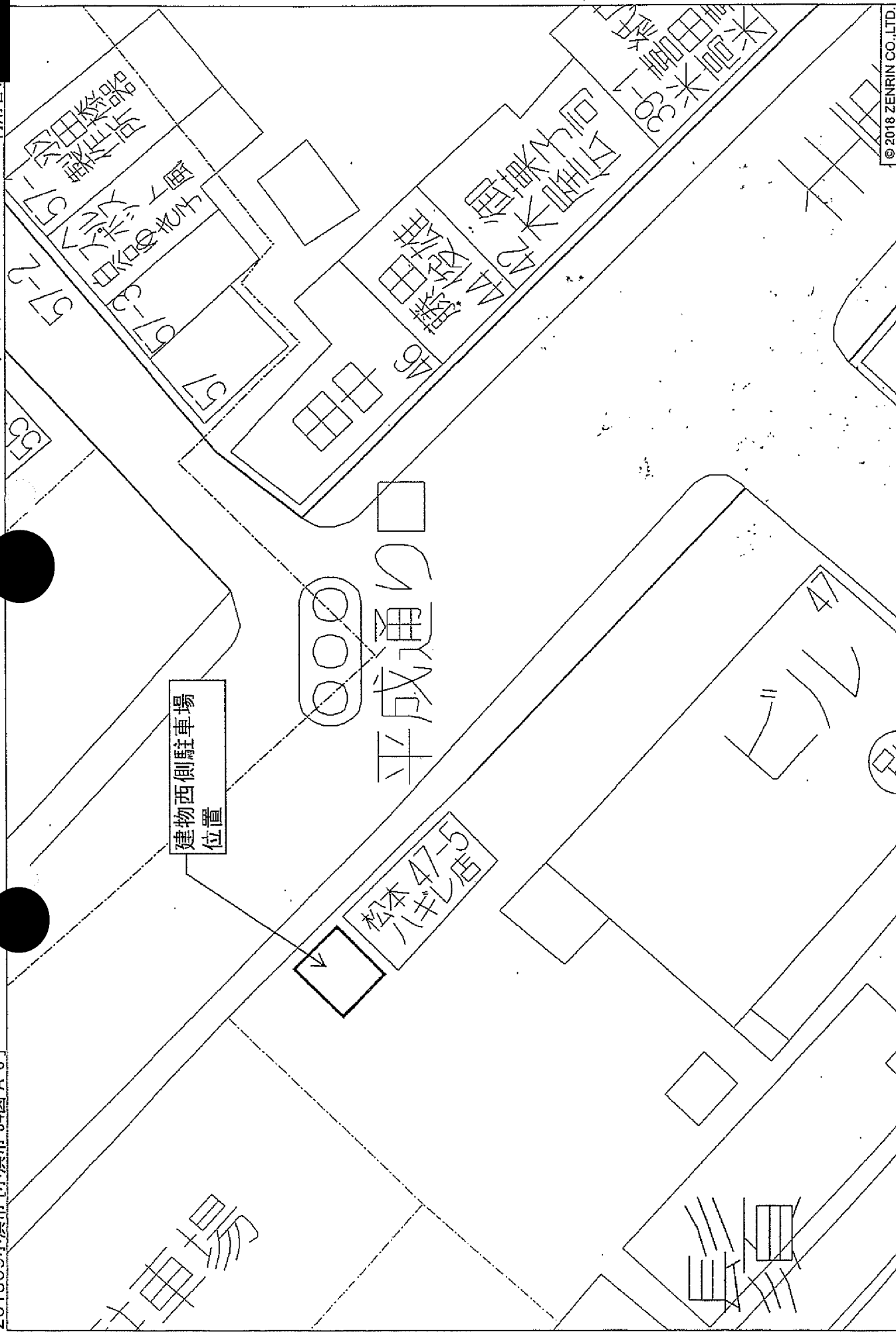
縮尺 1/500

作製者



松本ハギレ店 2階平面図
作図：R4.10.31

2階床面積 46.328m²
共用部面積 6.168m²
2階占有部面積 40.16m²



領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	14-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 3日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	使用料
使 途 内 容	車リース代		
費 用 内 容	自動車リース料	摘 要	4月分(45000-8393)×1/2= 18303
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	18,303 円 (45,000 円)	按 分 率 : $\frac{1}{2}$ 充 当 根 拠 : 他の活動との按分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類		 45,000 円	
 04/03 トヨタファイナンス(加) 			

カードご利用代金明細書

917-0085

福井県 小浜市 小浜 生玉42-2

松崎 雄城 様



000000 DDDDDDDDD

01397222#

トヨタファイナンス株式会社

460-0003

名古屋市中区錦2丁目 17番21号NTTデータ伏見ビル別館

東海財務局長(12)第00172号

お問い合わせ先 ※お問い合わせの際はお手元にカードをご用意ください。

2023年3月15日発行

1 / 2ページ

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。

今回のご利用明細をご案内申し上げます。

※3月10日以降の支払方法変更・繰上返済入金分・返品分等につきましては本明細には反映されておりませんのでご了承ください。

お支払日	2023年 4月 3日
ご請求金額合計	¥

本カード契約以外に同一支払日・支払口座の弊社ご契約がある場合、原則、まとめて口座よりお引落しさせていただきます。契約毎のお引落しをご希望の場合はお手続きが必要です。下記ご指定口座よりお支払日にお引き落しいたします。お引落日前日迄にご用意下さい。

ご利用のカード名称/カード会員番号 (V:Visa,J:JCB)	
金融機関	
支店	
口座番号	
口座名義	松崎 雄城 様

個人情報保護の観点から、口座番号及びカード会員番号の一部を非表示としております。

ご利用可能枠	金利・手数料率	合計可能枠
カード利用可能枠		
内カード割賦枠		
カードローン		

※合計可能枠は、お持ちのすべての当社発行カードのうち最も高い可能枠を表示しております。※カード割賦枠は、リボルビング払い・回数指定分割払い・2回払い・ボーナス1回払い・ボーナス2回払いを合計した金額になります。※2回払い、ボーナス1回払いについては、手数料がわかりません。

規約・規定集に「支払金合計」と記載がある場合は、「支払総額」に変更します。

ご利用内容のお問い合わせについて
まずは、ご利用先へお問い合わせをお願いします

なお、インターネット(パソコンまたはスマートフォン)で「不明な請求」を検索いただきますと、当社サイトによくお問い合わせをいただく「ご利用店名とご連絡先」が掲載されてます

またインターネットでご利用店名を検索していただきますと、ご利用先やお問い合わせ先がわかる場合がございます

このカードのポイント明細

下記の表は、右上記載の発行月を当月とした表記となっております。

前月ポイント残高	当月獲得ポイント	還元ポイント	当月失効済ポイント	ボーナスポイント	他調整ポイント	ポイント残高

ポイントの内訳や獲得・利用状況、その他ポイントの詳細についてはホームページでご確認いただけます。お電話でもお問い合わせを承ります。

失効予定ポイント	4月5日	5月5日	6月5日

1

翌日一括払いを請求 商品の瑕疵や紛争の主張あり

契約書におけるカーリース契約内容につきまして、下記の通り、車両本体の他に諸費用が含まれている事について説明申し上げます。

自動車税（初年度）	¥25,000	自動車重量税（登録時）	¥36,900
自動車税（2年目）	¥25,000	自動車重量税（車検時）	¥24,600
自動車税（3年目）	¥25,000		
自動車税（4年目）	¥25,000	自賠責保険料（登録時）	¥30,170
自動車税（5年目）	¥25,000	自賠責保険料（車検時）	¥21,550
環境性能割	¥37,300	登録納車費用（税込）	¥60,010

計 ¥335,530 ✓

メンテナンス費用明細

トヨタ プロケア10	¥14,960 (¥3,740×4回)
12ヶ月定期点検	¥18,150 (¥6,050×3回)
24ヶ月定期点検	¥24,310 (車検時)
エンジンオイル取替	¥29,700 (¥3,300×9回)
オイルフィルター取替	¥7,920 (¥1,980×4回)
フロントワイパーラバー取替	¥4,400 (¥1,100×4回)
クリーンエアフィルター取替	¥11,000 (¥2,750×4回)
バッテリー取替	¥22,000 (車検時)
タイヤ脱着	¥19,800 (¥1,980×10回)
予備費	¥15,840

計 ¥168,080 (税込) ✓

総計 ¥503,610 ✓

合計金額 503,610 円を60ヶ月で按分すると、1ヶ月につき 8,393 円が含まれている計算になりますので、リース料月額 45,000 円 (税込) より 8,393 円を差し引いた 36,607 円 (税込) が車両本体分のリース料となります。

令和2年5月15日

福井県小浜市南川町17番16号
福井トヨタ自動車株式会社
小 浜 店

この注文書及び別添所定の契約書記載の約款は、リース契約の条件及び個人情報の取扱いについて記載したものである。これら事項を、よく個人情報の取扱いに充分ご納得の上、ご署名（記名・捺印）して下さいます。別添契約書を作成しない場合には、この注文書が契約書になります。個人情報の取扱いにつきましては裏面の【個人情報の取扱い】に記載しております。クーリングオフの適用はありませんので、ご留意ください。

(19) その他諸記事項

(メンテンス・サービス整備部門について)

WG:ワイヤラバー PC:ポリバシヤフトグリス BF:ブレーキフルード
TG:トランスミッションオイル VB:バルブアジャスター BT:バグテリー
TP:タンクポンプ VAB:バルブアジャスター BS:ブレーキマスター
SP:フロアマット VB:バルブアジャスター FP:フェイェルフルード
TQ:トランスミッションオイル DO:ディフェレンシャル油 BP:ブレー
AE:エアクリシステムエレメント BE:ブレーキホース BA:ブレーキ

この注文書には使用済車として引取依頼のあった場合、これに関しては記載されておりません。

2015

(书容憔悴)

この注文書及び別添所定の契約書記載の約款は、リース契約の条件及び個人情報の取扱いについて記載したものである。これら事項を、よく個人情報の取扱いに充分ご納得の上、ご署名（記名・捺印）して下さいます。別添契約書を作成しない場合には、この注文書が契約書になります。個人情報の取扱いにつきましては裏面の【個人情報の取扱い】に記載しております。クーリングオフの適用はありませんので、ご留意ください。

(19) その他諸記事項

(メンテンス・サービス整備部門について)

WG:ワイヤラバー PC:ポリバシヤフトグリス BF:ブレーキフルード
TG:トランスミッションオイル VB:バルブアジャスター BT:バグテリー
TP:タンクポンプ VAB:バルブアジャスター BS:ブレーキマスター
SP:フロアマット VB:バルブアジャスター FP:フェイェルフルード
TQ:トランスミッションオイル DO:ディフェレンシャル油 BP:ブレー
AE:エアクリシステムエレメント BE:ブレーキホース BA:ブレーキ

この注文書には使用済車として引取依頼のあった場合、これに関しては記載されておりません。

2015

(书容憔悴)

この注文書及び別添所定の契約書記載の約款は、リース契約の条件及び個人情報の取扱いについて記載したものである。これら事項を、よく個人情報の取扱いに充分ご納得の上、ご署名（記名・捺印）して下さいます。別添契約書を作成しない場合には、この注文書が契約書になります。個人情報の取扱いにつきましては裏面の【個人情報の取扱い】に記載しております。クーリングオフの適用はありませんので、ご留意ください。

(19) その他諸記事項

(メンテンス・サービス整備部門について)

WG:ワイヤラバー PC:ポリバシヤフトグリス BF:ブレーキフルード
TG:トランスミッションオイル VB:バルブアジャスター BT:バグテリー
TP:タンクポンプ VAB:バルブアジャスター BS:ブレーキマスター
SP:フロアマット VB:バルブアジャスター FP:フェイェルフルード
TQ:トランスミッションオイル DO:ディフェレンシャル油 BP:ブレー
AE:エアクリシステムエレメント BE:ブレーキホース BA:ブレーキ

この注文書には使用済車として引取依頼のあった場合、これに関しては記載されておりません。

2015

お客様用

【保証方式】

私および連帯保証人は別冊の契約条項を
承認のうえ、本契約を締結します。
【承認番号(契約番号)】

カーリース集金保証
(L型方式) 委託ご契約内容

・申込日 令和 2年 5月 15日
・契約日 年 月 日

(借受人) 私は、「個人情報の収集・利用・提供・登録に関する同意条項」の書面を受け取り、内容を確認・了承いたしました。
金融機関の都合等で口座振替が完了できない場合は、口座振替依頼書の提出および月々の支払分を振込みで支払うことに同意しました。

フリガナ マツザキ ユウキ

お名前

松崎 雄城

自宅電話 0770-52-0558

携帯電話

生年月日 平成 5年 4月 14日

ご住所 〒 917-0085

小浜市小浜生玉 4 2-2

(連帯保証人)

お支払口座

マツザキ ユウキ

(連帯保証人)

【自動車の目録】

注文 NO . 0826645

車種 名 ライズ

使用名義 人 本人

型式 A210A-GBSV

車台番号

申込区分 新規リース (新車・U-Car)

年式 令和 2年 新車

カラー ブライトシルバーメタリック

グレード

登録番号

陸運事務所名

分類番号

かな

番号

使用の本拠の位置

小浜市小浜生玉

【支払条件】

リース期間

令和 2年 5月 日 ~

令和 7年 5月 日

リース月数

60ヶ月

支払方法 口座振替(再利用)

支払形態 毎月払

各回の支払期日 2日

支払回数 58回

支払期間 令和 2年 7月 ~ 令和 7年 4月

① リース料総額

2,454,540円

② 消費税・地方消費税

245,460円

③ リース支払総額(①+②)

2,700,000円

④ 前払金等

90,000円

⑤

円

⑥ 保証委託リース料(③-④)

2,610,000円

<通常月のお支払>

第1回目支払額 45,000円 / 1回

第2回目以降支払額 45,000円 / 57回

クレジット一体型保険

なし

非定型支払明細有無

無

基 本 額
運 減 月 額

2,628,439円

31,705円

【貸主】

取扱販売店 福井トヨタ自動車株式会社
代表者 代表取締役 浮田 慎太郎
会社所在地 福井市下荒井町19字50番地
取扱店舗名 小浜店
店舗TEL 0770-53-2511

(04301)

スタッフ名

(08)

【お客様がご契約される会社】
トヨタファイナンス株式会社
名古屋市中区牛島町6番1号

<ご案内>

この度は弊社をご利用いただき、誠にありがとうございます。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	1-2	支 払 年 月 日	令和5年 4月 4日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	青池学園理事長訪問		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	小浜～若狭三方
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	670 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 小浜 料金所(至) 若狭三方 23年 4月 4日 13時11分 通行料金 ￥670 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A27304-044484-846237 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	2-2	支 払 年 月 日	令和5年 4月 5日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	青池学園入学式		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	小浜〜若狭三方往復
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	1,340 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 小浜 料金所(至) 若狭三方 23年 4月 5日 10時 4分 通行料金 ¥670 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A27304-054484-848331 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西 日 本 料金所(自) 若狭三方 料金所(至) 小浜 23年 4月 5日 11時 50分 通行料金 ¥670 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A27304-054484-848935 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	17-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 5日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	福井新聞定期購読料		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,100 円	按 分 率 :	
	()	充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
出 04/05/ファイソア ソカ マシ 3,100円			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	3-2	支 払 年 月 日	令和5年 4月 12日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	地域戦略部県民活躍課レク		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	小浜～福井往復
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	5,240 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 小浜 料金所(至) 福井 23年 4月12日 13時22分 通行料金 ￥2,620 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A28304-125037-827234 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サ ービスで印字されたものです。 ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西 日 本 料金所(自) 福井 料金所(至) 小浜 23年 4月12日 17時51分 通行料金 ￥2,620 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A28304-125037-827838 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サ ービスで印字されたものです。			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	4-2	支 払 年 月 日	令和5年 4月 12日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	鳥羽地区区長会挨拶		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	小浜～若狭上中往復
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	840 円 ()	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 小浜 料金所(至) 若狭上中 23年 4月12日 19時11分 通行料金 ¥420 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A28304-129709-392030 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西 日 本 料金所(自) 若狭上中 料金所(至) 小浜 23年 4月12日 19時45分 通行料金 ¥420 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A28304-129709-392634 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
--	---

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	5-2	支 払 年 月 日	令和5年 4月 15日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	佐久間艇長遺徳顕彰式典		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	小浜〜若狭上中往復
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	580 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 小浜 料金所(至) 若狭上中 23年 4月15日 9時43分 割引前料金 ￥420- 割引△ ￥130- 通行料金 ￥290- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A28304-159709-393936 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。 019 ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西 日 本 料金所(自) 若狭上中 料金所(至) 小浜 23年 4月15日 11時55分 割引前料金 ￥420- 割引△ ￥130- 通行料金 ￥290- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A28304-159709-394538 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。 019			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-2	支 払 年 月 日	令和5年 4月 17日
使 途 項 目	会議費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	会派総会		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	小浜〜若狭美浜、敦賀〜福井
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,230 円	按 分 率	4/17〜4/22 美浜IC〜敦賀IC (7-2) 工事による昼夜連続通行止(ネクスコHP参照)
		充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 小浜 料金所(至) 若狭美浜 23年 4月17日 11時42分 通行料金 ¥870 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A29304-170689-978339 確 ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 敦賀 料金所(至) 福井 23年 4月17日 12時34分 通行料金 ¥1,360 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A29304-170689-979634 確 ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-3	支 払 年 月 日	令和5年 4月 18日
使 途 項 目	会議費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	会派総会		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	福井〜敦賀、若狭美浜〜小浜
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,240 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 福井 料金所(至) 敦賀 23年 4月18日 14時 9分 通行料金 ￥1,530 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A29304-180689-980334 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西 日 本 料金所(自) 若狭美浜 料金所(至) 小浜 23年 4月18日 14時40分 通行料金 ￥710 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A29304-180689-980839 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	9-2	支 払 年 月 日	令和5年 4月 24日
使 途 項 目	会議費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	会派執行部会・総会		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	小浜～福井往復
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	5,240 円 ()	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

ご利用ありがとうございます、 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 小浜 料金所(至) 福井 23年 4月24日 10時 4分 通行料金 ¥2,620 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A29304-240689-981334 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます、 利 用 証 明 書  NEXCO 西 日 本 料金所(自) 福井 料金所(至) 小浜 23年 4月24日 18時 7分 通行料金 ¥2,620 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A29304-240689-981730 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
---	---

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	19-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 26日
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	燃料・光熱水費
使 途 内 容	事務所上下水道費		
費 用 内 容	事務所水道料	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額	591 円	按 分 率:	1/4
(支 払 額)	(2,365 円)	充 当 根 拠: 他 の 活 動 と の 按 分	
領収書その他の収支報告書の内容を証す			
・建物の2Fと事務所併用利用、1Fは決裁係領収金で利用。 ・1F・2F合わせて水道メーターは1台。(19-1) ⇒ 2305円 × 1/2 (1F・2F) × 1/2 (他活動に相当) 出 04/26 ケストウ 1,485円 出 04/26 ジョウストウ 880円			

使用水量・料金のお知らせ

令和 5年 4月分(前月使用分) 検針員

松崎 雄城 様

お客様番号

住 所 小浜市小浜白鬚47-5

今回検針日 令和 5年 4月 1日

前回検針日 令和 5年 3月 1日

口径	13 mm	今回検針値	13 m
		前回検針値	13 m
		旧メータ水量	***** m
水道使用水量 (A)			0 m

井戸メータ	控除メータ	
今回検針値	m	m
前回検針値	m	m
旧メータ水量	m	m
使用水量 (B)	m	(C) m

使用水量・請求予定金額

上 水 道		下 水 道	
使用水量 (A)	0 m	使用水量 (A)+(B)-(C)	0 m
料金	880 円	料金	1,485 円

上記の金額には消費税が含まれています。

口座振替をご利用の方の振替予定日は 4 月 26 日です。

メモ

口座振替済のお知らせ

令和 5年 2月分

上水道料金	下水道料金
880 円	1,485 円
2 27	

上記金額を 2 月 27 日ご指定口座より振替させていただきました。

小浜市産業部 上下水道課

TEL 64-6028

裏面もご覧ください。

この用紙で直接集金はいたしません。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	11-2	支 払 年 月 日	令和5年 4月 28日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	福井県原子力平和利用協議会定時総会		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	小浜～若狭美浜往復
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	1,740 円 ()	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 小浜 料金所(至) 若狭美浜 23年 4月28日 14時38分 通行料金 ￥870 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A30304-280208-146637 確 ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西 日 本 料金所(自) 若狭美浜 料金所(至) 小浜 23年 4月28日 17時18分 通行料金 ￥870 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A30304-280208-147932 確 ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	15-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 28日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	事務員雇用費		
費 用 内 容	補助職員賃金	摘 要	政務活動事務4月分
政 務 活 動 費 充 当 額	21,360 円	按 分 率:	
(支 払 額)	(32,401 円)	充 当 根 拠 : 実績・使用状況での按分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類		諸手帳も含む	

領収証

松崎雄城様

No. _____

金 額									
			¥	3	2	4	0	1	

但 事務員給与 (4月分)

2023年 4 月 28 日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等 (%)

コクヨ ウケ-370

収 入

印 紙

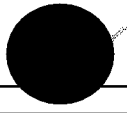
係印

勤務実績報告書

4月分

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	土			
2	日			
3	月	欠勤		
4	火	欠勤		
5	水	欠勤		
6	木	5	4	新聞の切り抜き・情報収集、名簿整理
7	金	5	4	新聞の切り抜き・情報収集、名簿整理
8	土			
9	日			
10	月	5	4	新聞の切り抜き・情報収集、名簿整理
11	火	欠勤		
12	水	欠勤		
13	木	欠勤		
14	金	欠勤		
15	土			
16	日			
17	月	欠勤		
18	火	欠勤		
19	水	欠勤		
20	木	欠勤		
21	金	欠勤		
22	土			
23	日			
24	月	欠勤		
25	火	欠勤		
26	水	5	4	新聞の切り抜き・情報収集、名簿整理
27	木	5	4	新聞の切り抜き・情報収集、名簿整理
28	金	5	4	新聞の切り抜き・情報収集、名簿整理
29	土			
30	日			
計		30	24	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 松崎 雄城 

〔政務活動費充当計算〕

総支給額 26700 円 × 政務活動 24 時間 / 総勤務時間 30 時間 = 21360 円

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	R4 年 11 月 15 日から 年 月 日まで	
就 業 場 所	福岡県小浜市小浜白髪 47-5 2F	
業 務 内 容	政務活動事務	
就 業 時 間	午前・午後 10 時 00 分から 午前・午後 3 時 00 分まで (休憩時間)	
休 日	毎週土・日曜日、国民の祝日	
給与(賃金)	月額 円(時給 890 円)	
給与支払方法	毎月現金払い	
給与振込先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保有する。		
R4 年 11 月 15 日 雇用者 松崎 雄城 被雇用者		

領收書等添付票

整理番号	12-1	支払年月日	令和5年 5月 10日
使途項目	事務費	支出科目	通信運搬費
使途内容	携帯電話使用料		
費用内容	携帯電話料	摘要	3月使用分(基本使用料、通話・通信料、端末等代金分割支
政務活動費 充当額 (支払額)	4,960 円 (13,191 円)	按分率:	$\frac{1}{2}$
		充当根拠:	他の活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

$$\{(4,980円 + 1,998円) \times 1.1 + 2,972円\} \div 2 = 4,960円$$

5/10 13,191円
 円
 ご利用グラフ
 お支払日に間に合わなかったら
 お支払方法の変更
 分割払いにしたい
 一括払いにしたい
 分割払いの回数や金額を変更したい
 ご利用履歴
 今月 通話 課金 ご利用分
 10/19/02/21(金)
 ドコモご利用料金 / ID
 13,191円

(1 / 1 ページ) **docomo**

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、おまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から１番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、おまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から１番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。